

## ご利用の流れ

### (1) 空き状況の確認

事前に下記までお問い合わせください。

陸前高田市農林水産部水産課（市役所4階）

☎0192-54-2111（内線452）

※市ホームページ表紙に「フィッシャリーナ陸前高田利用者募集について」が掲載されており、施設の利用状況が確認出来ます。

↓

### (2) 申請書類の提出

- ① 漁港利用調整施設使用許可申請書（様式第7号）
  - ② 誓約書
  - ③ 損害賠償責任保険書の写し（※保険加入を推奨いたします。）  
※誓約書の3の表に保険の内容を記載した場合は不要
  - ④ 船舶検査書の写し
  - ⑤ 船舶検査手帳の写し
  - ⑥ 住民票抄本（申請者が法人である場合は登記簿抄本）
  - ⑦ 航行予定区域を示す図面
- ①～⑦を陸前高田市水産課へ郵送または持参してください。

↓

### (3) 使用許可指令書等の交付

使用許可指令書及びその他施設利用にあたり必要なものを郵送します。

↓

### (4) 使用開始

誓約書、使用許可指令書に記載された内容をご確認いただき、特に下記の事項にご留意の上、事故等のないようご使用ください。

- ① 事故防止に努め、万一、第三者や施設に損害を与えた場合は使用者の責任で処理すること。
- ② 船舶停泊中の荒天時避難、防犯対策、船舶や備品等管理の一切は、使用者の責任とし、管理者の責任は問わないこと。
- ③ 養殖施設には係留しないこと。また、刺し網の設置場所には、ぼんでん等の標識が設置されていますので、注意して航行すること。

## 使用許可申請のご案内

### 1 提出書類

	チェック	書 類 名
①	<input type="checkbox"/>	漁港利用調整施設使用許可申請書（様式第7号）
②	<input type="checkbox"/>	誓約書
③	<input type="checkbox"/>	損害賠償責任保険証の写し（加入の場合） ※誓約書の3の表に保険の内容を記載した場合は不要
④	<input type="checkbox"/>	船舶検査書の写し
⑤	<input type="checkbox"/>	船舶検査手帳の写し
⑥	<input type="checkbox"/>	住民票抄本（申請者が法人である場合は登記簿抄本）
⑦	<input type="checkbox"/>	航行予定区域を示す図面

### 2 提出先

〒029-2292

岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市農林水産部水産課

### 3 損害賠償責任保険について

プレジャーボート等の利用者は、万が一の水難事故の発生等に備え、損害賠償に備える必要があります。事故等が発生した場合の高額損害賠償請求への備えとして、損害賠償責任保険への加入を強くお勧めします。

### 4 年間使用料等

条例に基づき別添資料のとおりお支払いいただきます。

### 5 施設の管理者

陸前高田市（水産課 ☎0192-54-2111 内線：452）